

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公表番号】特表2020-505180(P2020-505180A)

【公表日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【年通号数】公開・登録公報2020-007

【出願番号】特願2019-542402(P2019-542402)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/28

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月28日(2021.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨移植片保持装置であって、

長手方向軸に沿って互いに接続された複数のケージセグメントを備え、前記ケージセグメントの各々は、前記骨移植片保持装置が骨の標的スペース内に配置するために所望の構成に変形可能であるように、互いに対しても前記ケージセグメントを移動させることができる接続部を介して前記ケージセグメントのうち隣接する1つに接続され、初期構成では前記複数のケージセグメントの経路が前記長手方向軸に沿って整列されるように、各ケージセグメントが、第1の端部から第2の端部に沿って延びており、前記ケージセグメントを通って延びる経路を含み、前記経路は骨移植片材料が詰め込まれるように構成されている、骨移植片保持装置。

【請求項2】

前記接続部は、第1の接続部により接続された隣接するケージセグメントの残りの非接続部分が互いに分離されるように、前記隣接するケージセグメント同士の間にスロットが延びる前記第1の接続部を含み、前記第1の接続部によって接続された前記隣接するケージセグメントがそれらの間に延びる連続表面を介して互いに接続されている、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記接続部が、前記ケージセグメントのうち1つの縁部の一部と隣接するケージセグメントの縁部の一部とを接続する第2の接続部を含み、前記初期構成において、前記第2の接続部によって接続された前記隣接するケージセグメントの非接続部分は互いに接触する、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

各ケージセグメントは略矩形構造として構成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

各ケージセグメントは、中を通って延びる複数の孔を含むメッシュ材料で形成され、前記孔のうちの少なくとも1つは骨固定要素の一部を受け入れるサイズ及び形状である、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記ケージセグメントを画定するように前記経路と連通する前記装置内に横方向に延び

る複数のスロットを更に備え、前記装置の第1の側の反対側の前記装置の第2の側が連続表面を含むように前記スロットが前記第1の側に沿って延びており、前記装置は、略直線の構成と、前記ケージセグメントが互いにに対して移動してそれらの間の前記スロットのサイズを変化させる湾曲した構成との間で移動可能である、請求項1に記載の装置。

【請求項7】

第1の端部から第2の端部に前記装置の前記第2の側に沿って長手方向に延びる固定タブを更に備え、前記固定タブの前記第1の端部が前記装置の第1の端部を越えて延びており、前記固定タブの前記第2の端部が前記装置の第2の端部を越えて延びており、前記固定タブが、その長さに沿って、そこを通って延びる複数の開口を含み、前記開口の各々が骨固定要素を受け入れるサイズ及び形状である、請求項6に記載の装置。

【請求項8】

前記ケージセグメントの縁部が、前記装置の長手方向軸に対して垂直に延びる垂直軸に対して角度を付けられ、前記ケージセグメントの前記縁部が前記垂直軸に対して約5度の角度で延びる、請求項6に記載の装置。

【請求項9】

前記装置が、中を通って延びる複数の孔を含むメッシュ材料で形成され、前記メッシュ材料が複数の交差部材で形成され、前記交差部材は前記孔を画定する、請求項6に記載の装置。

【請求項10】

前記スロットは、前記ケージセグメントの長さが均一であるように、互いに等しい間隔である、請求項2または6に記載の装置。